

# 新たな道路占有関連システムの概要について

---

2026年5月

国土交通省道路局路政課

国土交通省においては、地下埋設物件情報の一元管理、道路占用申請のオンライン化及び道路工事調整の高度化を推進するため、新たな道路占用関連システムの整備を進めております。

本システムは、データ整備機関（インフラ管理DX）により整備された占用事業者の地下埋設物件のデータを活用し、占用物件の安全性の確保並びに道路管理者及び占用事業者の業務の省力化、効率化に資するものであります。

さらに、令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、国土交通省に設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故対策検討委員会」の提言において、

- 道路管理者と道路占用者の連携により、道路下に埋設されている下水道、水道、電気、ガス等の占用物件の設置状況（位置、構造、材質など）、敷設年度、点検結果や補修状況などの他、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴などの情報をデジタル化した上で統合化
- 空洞の出来やすさや拡大しやすさをマップ化し、道路管理者と道路占用者が一体で道路陥没マネジメントを行う取組の導入

など、道路管理者と道路占用者の連携による地下空間情報のデジタル化・統合化の早期整備が求められています。

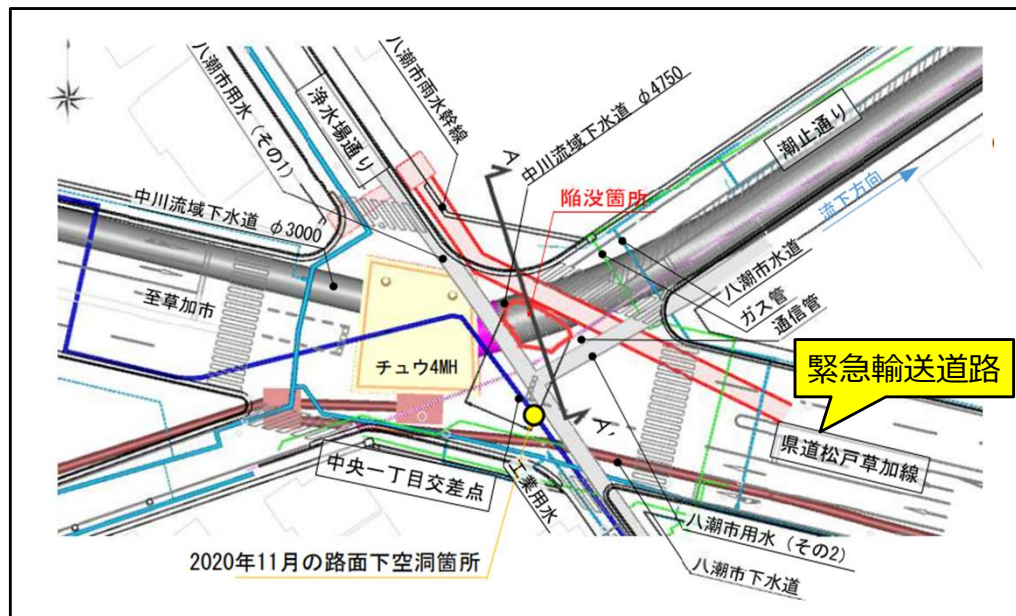
新たな道路占用関連システムは、道路占用行政の高度化・効率化を実現する上で極めて重要な取り組みであり、各道路管理者及び関係占用事業者の皆様方のご理解とご協力を賜ることが不可欠であります。

➤ 令和7年1月28日、下水道管路の破損に起因する道路陥没に走行中の運転手が巻き込まれ死亡する事故が発生し、一時、120万人の住民に下水道使用自粛を要請。復旧には数年を要すとされているが、令和8年4月15日に2車線での暫定供用を開始。

発生日時：令和7年1月28日（火）午前10時頃  
 発生場所：八潮市中央一丁目地内 県道松戸草加線（中央一丁目交差点内）  
 陥没規模：幅約40メートル、深さ最大約15メートル  
 事故原因：流域下水道管の破損に起因  
 下水道管：管径4.75m、昭和58年整備（経過年数42年）

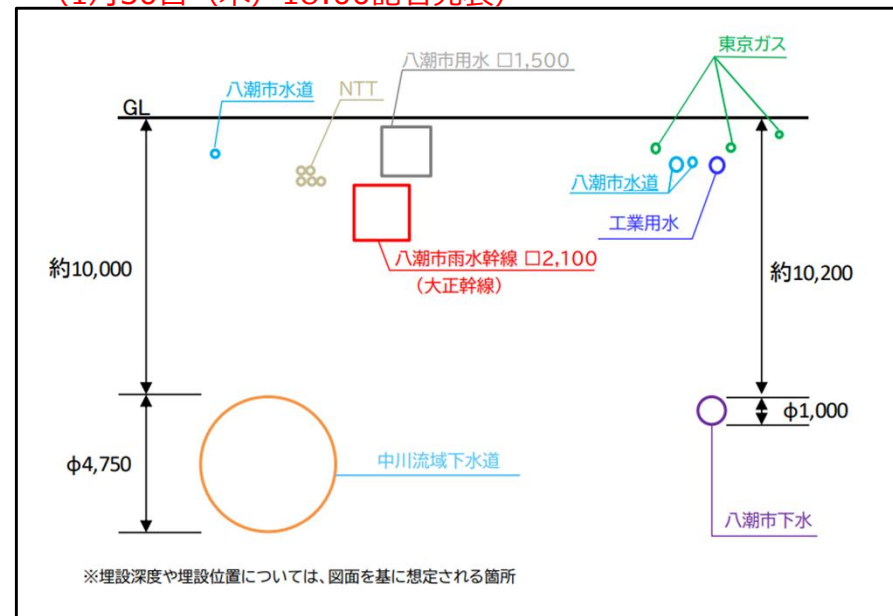


## ■ 陥没箇所の地下埋設物の状況（平面図）



※埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」第3回資料に加筆

## ■ 陥没箇所の地下埋設物の状況（断面図） （1月30日（木）18:00記者発表）



※埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

## 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

### 第2次提言

#### 国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方

##### (抜粋)

#### 3. 上下水道管路と地下空間のマネジメントのあり方

##### (3) 道路管理者と道路占有者の連帯による地下空間情報のデジタル化・統合化

###### 【現状と課題】

- 道路メンテナンス会議の下部組織として、地下占有物連絡会議が新たに設置され、道路管理者と地下占有事業者が持つ点検結果などの情報を共有化する取組が始められたが、紙ベースで情報を管理している事業者も存在するなど効率的な共有が課題である。
- 国管理道路では、地下占有物の管理状況を報告する義務を占有許可条件として規定しているが、同様の取組を行っている自治体は一部にとどまっている。また、管理状況の報告についても安全性を確認したことを証する書面のみ提出となっている。

###### 【今後の対策のあり方】

- 道路管理者と道路占有者の連帯により、**道路下に埋設されている下水道、水道、電気、ガス等の占有物の設置状況(位置、構造、材質など)、敷設年度、点検結果や補修状況などの他、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴などの情報をデジタル化した上で統合化する仕組み(データベース、管理体制・組織等を含め)を検討すべきである。**さらに、空洞の出来やすさや拡大しやすさをマップ化し、道路管理者と道路占有者が一体で道路陥没マネジメントを行う取組の導入を積極的に進めるべきである。
- 道路地下空間情報の統合化の実現を図るためにも、自治体管理道路を含め**地下占有物の安全性を確認した旨や、点検結果などを報告するなど共有を図ることを制度化するとともに占有許可条件として規定する仕組みを検討すべきである。**

### 第3次提言

#### 信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換

##### (抜粋)

#### Ⅱ: 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ

##### (4) 統合的『マネジメント』体制の構築

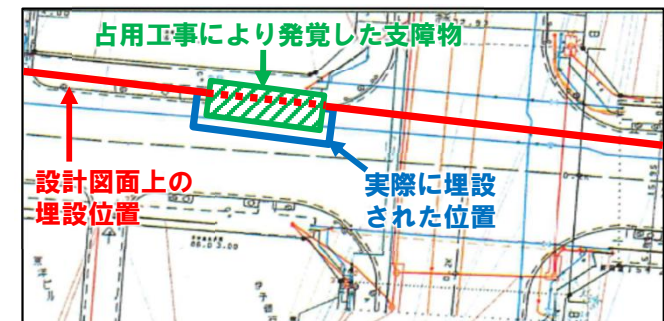
- 点検・調査のみならず、計画・設計・整備・修繕・改築など全てを統合的にマネジメントする時代に突入しており、一体的に考える統合的『マネジメント』体制を構築すべきである。
- インフラの新設や再構築においては、「入れない」、「見えない」、「届かない」、「止められない」などといった構造物の特性もあることを踏まえ、供用期間にわたり、適切な維持管理が容易に実施できるよう設計段階からメンテナビリティ(維持管理の容易性)やリダンダンシー(冗長性)の確保を進めるべきである。
- また、不具合が生じた際に適切に対処できるよう新たな体制の構築や、効率性にも留意しながら計画・設計・整備等、維持管理の前段階における検査体制を強化する等、適切なマネジメントを実施すべきである。
- 地下空間については、道路管理者と占有者が連帯して占有物の点検計画等の確認や効率的な路面下空洞調査の実施等により適切な維持管理を図るべきである。
- 地下空間の利用状況のみならず道路陥没や占有施設のメンテナンス状況などの情報を共有し、正確な位置を含む占有物情報や路面下空洞調査の結果などの地下空間情報のデジタル化・統合化を早期に進めるべきである。**
- また、占有物件の損壊時に道路利用者や道路交通へ与える影響が大きい電柱についても同様の対応を進めるべきである。
- インフラマネジメントにおいては、施策・事業・計画等の分野にとらわれず、社会資本の様々な事業分野間の連携はもとより、インフラ政策以外の各種政策分野との連携を通じて、様々な地域課題の解決に分野横断的に取り組むことが必要である。
- 例えば、河川・道路・公園等のインフラが有する公共空間を利活用し、地域活性化やにぎわいの創出等につなげる取組、流域治水・水利用・流域環境に一体的に取り組む「流域総合水管理」等が挙げられる。

➤ 道路空間の安全性を確保するためには、占用者と連携した更なる情報把握が必要

	占用許可審査における維持管理の内容の把握	占用工事完了後の竣工図面の提出
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路管理者は、占用許可申請時に占用物件の構造や工事実施の方法等を審査するが、設置後の維持管理内容を把握する規定がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 占用者が道路管理者に対して、占用工事が完了した旨の報告や届出を行う規定が無い。</li> <li>● 国管理道路では、占用許可条件により工事完了時に工事完了届の提出を求める運用を行っているものの、竣工図面（竣工データ）の提出までは求めている。</li> </ul>
今後	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 占用許可申請時に、設置後の点検計画等を確認する仕組みの制度化を検討。</li> </ul> <p>※ 損傷等が生じた場合に道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれのあるものを対象として想定（電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 占用工事完了後に、道路管理者に<b>占用物件の正確な位置等が分かる竣工図面を提出</b>する仕組みの制度化を検討。</li> <li>● 道路空間の正確な位置情報等を把握するため、<b>既設物件についても対象</b>とすることや紙ではなく、<b>データの提出</b>を求めることについても検討。</li> <li>● 新たな<b>道路占用関連システム</b>の活用により、<b>一元管理</b>が可能</li> </ul>

占用物件損傷に基づく**陥没リスク等を減らす**とともに、位置情報の把握により**災害時等のライフライン早期復旧等**に寄与

【支障物による埋設位置を変更したイメージ】



占用申請

- ・ 占用物件の構造
- ・ 工事の実施方法
- ・ 図面（横断・縦断図等）等
- ・ 維持管理に関する内容

占用工事

- ・ 工事着手届
- ・ 完了届
- ・ 竣工図面（竣工データ）提出

占用の開始

## 下水道法等の一部を改正する法律案（道路法関連部分抜粋）

### 背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
  - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場  
(令和7年1月31日)

### 法案の概要

#### 1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

##### 道路管理者との連携強化

【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

##### ▼路面下空洞調査の実施例



(空洞探査車による調査)



(貫入試験による調査)

#### 2. 道路地下空間の安全性確保

##### ①道路占有者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設

※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

##### ②占有許可制度の見直し【道路法】

- 占有許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

【施行期日】 公布の日から6月以内施行

- 新たな道路占用関連システムは、既に運営されている道路管理システムと同様に「物件管理システム」「道路占用申請システム」及び「道路工事調整システム」で構成
- 全国統一型のクラウドシステムとすることで、共同利用によるシステム利用者の費用負担を軽減
- 今後、占用事業者の点検結果等の情報を管理する予定

## 参加者 (応分の負担で新たな道路占用関連システムの利用可)



国、自治体 (道路管理者)

占用事業者 (インフラ事業者)



インターネット

## 新たな道路占用関連システム (各システム単独での利用可) 運営主体：一般財団法人道路管理センター

### 道路占用申請システム

占用申請・許可・占用料自動計算・  
工事着手完了届業務

### 道路工事調整システム

工事計画に基づく工事調整業務

### 物件管理システム

平面図・断面図表示による占用物件の一元管理

位置補正

統一フォーマット変換

※物件管理用統一フォーマットへの変換及び  
位置補正はデータ整備機関で実施

占用事業者 (インフラ事業者)

占用物件  
データ



通信 電力 ガス 上水 下水

物件データ提供

道路データ提供

〔複数の指定フォーマット(調整中)  
への変換が必要〕

道路管理者  
(国・自治体)



道路台帳附图

掘削規制情報等

## 物件管理システムの特徴

占有事業者が保有する管理用図面（竣工図）が、デジタルデータで提出されることで

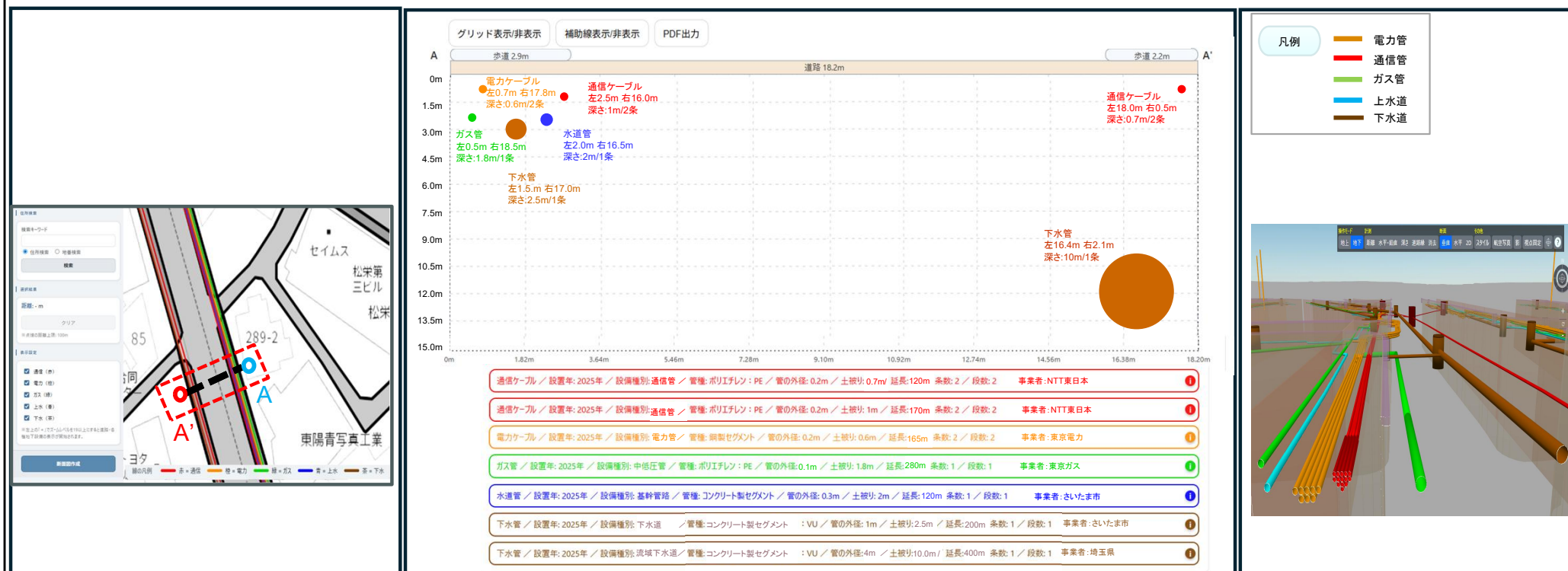
- 各占有物件の位置情報を平面図及び断面図で一元的に管理が可能
- 各占有物件の管種及び管の外径並びに設置年等も属性情報で管理が可能
- 適切に占有物件を管理することにより、道路の安全性を確保
- 災害時等に道路管理者と占有事業者が連携して復旧することで、迅速な対応が可能

## 平面図及び断面図のシステム上の画面並びに3D表示のイメージ

### 【平面図】

### 【断面図】

### 【3D表示】※2026年度以降実装予定



- 道路占用許可申請手続きに関して、オンラインによる占有申請・許可・各種届出が可能となり、当該事務の省力化や業務効率化に寄与

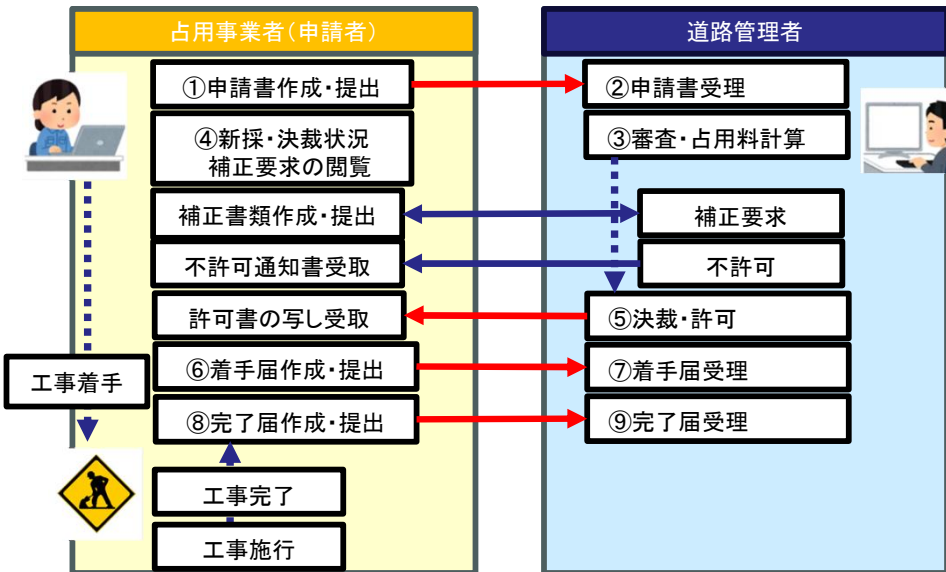
## 道路管理者における導入効果

- 道路占用料を自動で算出
- 占有申請から占有工事完了まで一貫した進捗管理
- 窓口対応・占用料計算等業務の縮減：約180分/件 (NTTインフラネット調べ)

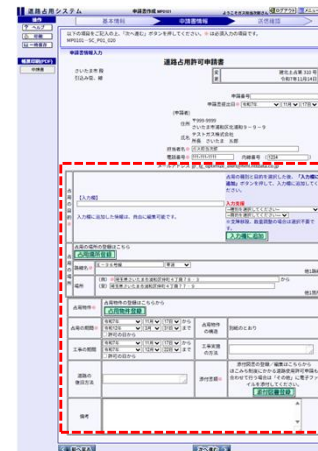
## 占有事業者における導入効果

- オンライン申請による事務所等への来訪負担の軽減
- 統一の申請書に入力となり、業務効率化
- 占有事業者の申請手続きの縮減：約260分/件  
※ 1件の申請にあたり、事前協議・申請等4回程度の来所が必要 (NTTインフラネット調べ)

## ■ 占有許可のオンライン手続きのイメージ



## システム入力画面



## 道路法施行規則第4条の3に基づく様式

The form includes fields for: 申請書 (Application form), 申請者 (Applicant), 道路占有 (Road occupation), 用途 (Purpose), 占有の場所 (Location), 占有の条件 (Conditions), 占有の期間 (Duration), 工事の期間 (Construction period), 提出書類 (Submitted documents).

It also contains a table for 占有の条件 (Conditions of occupation) and 工事の期間 (Construction period).

Footnote 1: 「許可申請」「第22条」「第25条」及び「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。

Footnote 2: 「新採」「変更」については、該当するものを○で囲み、変更の場合は、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

Footnote 3: 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

Footnote 4: 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占有が以上の地番にかかる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

Footnote 5: 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更事項の所在を記載し、上部に変更前のものを〔 〕書きすること。

Footnote 6: 「提出書類」の欄には、道路占有の場所、物件の構造を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類を記載すること。

## 窓口申請

## オンライン申請

事前協議、申請、補正等で窓口毎回のが大変だなあ... 午後の現場間に合つかない



時間を気にせず申請できるし、午後の現場もゆとりをもって向かえそう



窓口を持参する必要が無く、移動時間を削減

道路法施行規則第4条の3に基づく様式に統一

占有申請業務に関する省力化及び業務効率化が可能

## ○ 将来的な予定を含む道路工事及び占用工事の計画を共有

### 道路管理者における導入効果

- 道路工事計画を地図上で作成  
※将来的な掘り返し規制を共有
- 重複工事の自動抽出により、工事時期等を調整
- 道路工事及び占用工事の入力後、計画調書が自動作成
- 工事調整会議のリモート開催が可能
- 道路管理者の稼働削減：約7人日/会議

### 占用事業者における導入効果

- 道路工事計画を確認し、占用工事計画を作成
- 占用工事計画を地図上で作成
- 重複工事の自動抽出により、工事時期等を調整
- 工事調整会議のリモート開催が可能
- 占用事業者の稼働削減：約10人日/会議

### 道路管理者

当初計画道路工事情報



道

マッチング結果



変更計画反映

協議、変更計画策定



### 道路工事調整システム

#### 工事情報DB

##### ■ 当初工事計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
道路(舗装)		○	掘り返し規制 (概ね3~5年間)		
下水道			○	○	
水道					○
電力	○				

工事不可

#### マッチング処理

道

占

##### ■ 変更工事計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
道路(舗装)		○	○	掘り返し規制 (概ね3~5年間)	
下水道		○	○	○	
水道		○			○
電力	○				

占用工事の仮舗装箇所を含め舗装を全面補修

### 各占用事業者

当初計画占用工事情報



占

マッチング結果



変更計画反映

協議、変更計画策定

